

大和市パートナーシップ宣誓制度に関する手引き

大和市

令和3(2021)年3月

大和市パートナーシップ宣誓制度の趣旨

大和市は、健康都市を将来都市像として掲げ、健康を基軸とした様々な施策を展開しており、その一つとして、互いに認め合う社会の実現を目指した取り組みを進めています。

その取り組みとして、この度、同性カップルや、事実婚の方など、法律上の婚姻をすることが難しい2人が、互いの人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓する「大和市パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。

この制度によって、当事者の方が感じる生活上の様々な困難の解消に寄与するとともに、一人ひとりの多様性を認める社会の促進につなげていきます。

目次

1	パートナーシップの定義P2
2	宣誓をすることができる方P2
3	宣誓の手続フローP3
4	宣誓に必要な書類P6
5	宣誓後についてP8
6	Q&AP9

【参考】大和市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

【参考】パートナーシップ宣誓ができない親族

1 パートナーシップの定義

本市におけるパートナーシップとは、「互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2人の関係」とします。

2 宣誓をすることができる方

パートナーシップを宣誓するには、2人とも次の要件の全てに該当している必要があります。

- (1) 民法の規定する成年に達していること。
- (2) 本市に住民登録がある、または、3カ月以内に転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいない、かつ、宣誓する相手方以外とパートナーシップを有しないこと。
- (4) 宣誓する相手方と近親者（直系血族、3親等内の傍系血族または直系姻族）でないこと。
- (5) 宣誓する相手方と養子縁組をしている場合にあっては、縁組を解消していること。

3 宣誓の手続フロー

(1) 事前予約

○宣誓を希望する日の2週間前までに電話などで事前予約してください。

【受付】大和市文化スポーツ部国際・男女共同参画課

TEL:046-260-5164

月曜日～金曜日(休日及び年末年始を除く)

8時30分～12時00分、13時00分～17時00分

○予約時にお伝えいただきたいこと

・宣誓希望日と時間

・宣誓する2人の氏名と日中の連絡先

※プライバシー保護のため、原則、個室で対応いたします。

※通称を使用する場合は、あらかじめお伝えください。

※宣誓できる日時は、月曜日～金曜日(休日及び年末年始を除く)、

9時00分～16時00分(状況によりご希望に沿えない場合があります)。

(2) パートナーシップ宣誓

○事前予約した日時に、必ず、2人そろってお越しください。

○「4 宣誓に必要な書類」に記載の必要書類を持参してください。

○宣誓には市職員が立ち会います。

市が用意する「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップ宣誓に関する確認書」に2人それぞれが記入署名し、提出してください。

※自ら記入することが難しい場合は、両当事者立会いのもとで、他の人に代筆していただくこともできます。

(3) 宣誓書受領証等の交付

・「パートナーシップ宣誓書受領証」 1通

・「パートナーシップ宣誓書受領証カード」 2人それぞれに1枚

・「パートナーシップ宣誓書の写し」 1通

○事務作業のため、1～2時間ほどお時間をいただきます。

○書類に不備がある場合には、後日、改めて手続きをお願いすることがあります。

○宣誓時に転入予定の場合には、3カ月以内に住民票等の必要書類を提出してください。この場合の交付は、必要書類の提出後になります。

パートナーシップ宣誓書受領証 (A4 サイズ)

様式第4号

_____ 番 号 _____

パートナーシップ宣誓書受領証

氏 名 _____ 様 _____ 様

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

大和市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

大和市長

印

パートナーシップ宣誓書受領証カード (86mm×54mm)

パートナーシップ宣誓書受領証

大和市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

本人 _____ **パートナー** _____

_____ 様 _____ 様

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

大和市長

印

4 宣誓に必要な書類

(1) 住所を確認する種類

- 宣誓日以前、3カ月以内に交付された「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」を1人1通ずつお持ちください。
 - ※ 宣誓する2人が同一世帯になっている場合には、2人分の情報が記載されたものを1通で構いません。
 - ※ 転入予定の場合には、その旨が確認できる書類（「転出証明書」、「売買契約書の写し」、「賃貸借契約書の写し」等）をお持ちください。

(2) 配偶者のないことを証明する書類

- 宣誓日以前3カ月以内に本籍地の市区町村から交付された「戸籍抄本」または「独身証明書」を1人1通ずつお持ちください。
 - 外国籍の方の場合は、大使館等公的な機関が発行する配偶者がいないことを確認できる書類（日本語翻訳を添付）をお持ちください。
 - ① これから宣誓する2人が外国で同性婚（パートナーシップ制度相当を含む）をしている場合には、「外国での結婚等に係る証明書（宣誓日以前3カ月以内に発行）」と「外国での結婚等に係る証明書を日本語に翻訳した書類（翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可）」をお持ちください。
 - ② 外国で結婚されていない場合には、「婚姻要件具備証明書（宣誓日以前3カ月以内に発行）」と「婚姻要件具備証明書を日本語に翻訳した書類（翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可）」をお持ちください。
- ※ 上記の書類の取得については、少しお時間がかかる場合があります。あらかじめご確認いただき、ご準備ください。

(1) 及び(2)の書類は、宣誓書に添えて提出していただきます。

(3) 本人確認ができる書類

○ 下記①の書類を1点提示してください。①の書類が提示できない場合、②の書類を2点提示してください(いずれも有効期限内のものに限る。)

① 官公署が発行した、本人の顔写真が添付された書類

例:マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、在留カード など

② 健康保険証、年金手帳、年金証書 などの本人を確認できる書類

(4) 通称を確認できる書類

○ 通称の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類提示していただきます。

例:社員証、学生証、各種郵便物、公共料金の請求書 など

5 宣誓後について

パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付や返還、宣誓事項の変更の際は、来庁される日を事前に電話でご連絡ください。

(1) 宣誓書受領証等の再交付

パートナーシップ宣誓書受領証等の紛失等で、再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出していただきます。

(2) 宣誓事項の変更があった場合

氏名（通称を含む）または住所の変更があった場合は、変更内容を確認できる書類、交付されたパートナーシップ宣誓書受領証とパートナーシップ宣誓書受領証カードを添えて、「パートナーシップ宣誓事項変更届」を提出していただきます。パートナーシップ宣誓書受領証とパートナーシップ宣誓書受領証カードを再交付します。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当する場合には、パートナーシップ宣誓書受領証とパートナーシップ宣誓書受領証カードを添えて、「パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼宣誓書受領証等返還届」を提出していただきます。

- ① パートナーシップを解消したとき
- ② パートナーの一方が亡くなったとき
- ③ 「3 宣誓をすることができる方」の要件に該当しなくなったとき。

※ 単身赴任、親族の介護・看護その他やむを得ない事情により、一時的に市外に居住される場合は除きます。

6 Q&A

Q パートナーシップ宣誓制度と法律婚とは何が違うのですか。

A 婚姻は民法に定める法律行為であり、相続等財産上の権利や税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利・義務が発生します。一方、大和市パートナーシップ宣誓制度は市の要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q 欧米等の同性婚制度とは違うのですか。

A 欧米等の同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障や税制などにおいて保護を与えるものです。

一方、大和市パートナーシップ宣誓制度は市の要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q なぜ「宣誓」なのですか。

A 法的な効力が発生するものではありませんが、「お互いを人生のパートナーとして協力しあう」という二人の意思を尊重することから、宣誓という制度としました。

したがって、制度利用にあたり代理での申請はできません。

Q 宣誓をする際に費用はかかりますか。

A 宣誓の手続きやパートナーシップ宣誓書受領証等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付の手続きの際についても同様です。

Q 戸籍上異性のパートナー（事実婚含む）でも制度を利用することはできますか。

A 様々な理由により、法律婚を選択しない又は利用しないという方もいらっしゃると思います。大和市ではすべてのパートナーシップ関係にある方々に選択肢の一つとして本制度を利用いただけるよう、戸籍上の性別は問わないこととしています。

Q 事実婚の状態にある方々でも制度を利用することはできますか。

A 結婚には法律上のつながりだけでなく、性愛・社会経済的なつながりもあります。法律上の婚姻届を出せない方々にも様々な理由があり、やむを得ず事実婚を選ぶ方々がいらっしゃいます。そうした生きづらさや生活上の困難を抱えた方々も本制度を利用いただけます。

Q 「成年に達している者」とは何歳以上ですか。

A 20歳以上です。民法の改正により、2022年4月1日以降は満18歳以上となる予定です。

Q 大和市民でないと宣誓できませんか。

A 双方が市内に住所を有するか、一方又は双方が3カ月以内に市内への転入を予定している場合は、宣誓することができます。転入後、「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」をご提出いただき、確認後、宣誓書受領証等を交付いたします。

Q なぜ転入予定でも宣誓できるのですか。

A 市内でパートナーとして新たな生活を始める予定である方が、住居等の準備をするための期間が必要な場合を想定しています。

Q 近親者とは具体的にどのような関係ですか。

A 民法第 734 条（近親者間の婚姻の禁止）、735 条（直系姻族間の婚姻の禁止）及び 736 条（養親子などの間の婚姻の禁止）の規定により、婚姻できない関係にある方は宣誓できません。巻末の【参考】パートナーシップ宣誓のできない親族をご覧ください。

ただし、養子と養方の傍系血族（養親の実子、兄弟姉妹等）との場合、宣誓することができます。（民法第 734 条但し書き）

Q 養子縁組をしても宣誓はできますか。

A 現行の婚姻制度においては、民法第 734 条、第 735 条及び第 736 条に規定されている者同士の婚姻は認められておりません、一方で、パートナーシップ関係にある方々の中には、これまでに宣誓等の制度のような選択肢がない状況の中で、やむを得ず養子縁組を組まれたケースがあると想定されます。よって、本制度は要綱により実施する制度であり法的な効力はないものではありませんが、関係の重複を避けるため、養子縁組を解消されたパートナーシップ関係にある方々については、本制度を利用していただくことができます。

Q 外国籍の人でも宣誓できますか。

A 外国籍の人でも宣誓できます。宣誓の際には、外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、独身であることを確認できる書類に、翻訳者の氏名を記入した日本語の翻訳文を添付して提出していただきます。なお、宣誓しても在留資格や在留期間は変わりません。

Q 宣誓は郵送でもできますか。

A 本人確認を行うため、郵送による宣誓はできません。

Q 通称を使用することはできますか。

A 使用することができます。性別違和の方が使用している自認する性別にあった名や、外国籍の方が使用している日本名が該当します。通称を使用する場合、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類(社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、日常的に使用していることが客観的に確認できる資料)を宣誓時に提示していただきます。なお、宣誓書受領証等の裏面には戸籍上の氏名を記載します。

Q 市外に転出する場合はどうすればよいですか。

A パートナーシップ宣誓をした者の一方又は双方が市外へ転出するときは、パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼宣誓書受領証等返還届に、交付を受けた受領証等を添付して返還していただきます。ただし、転勤、家族の看護その他やむを得ない理由により、市内に居住することが困難となる場合は、返還の必要はありません。

Q パートナーと法的な関係を築く方法はありますか。

A 結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります(手続きには費用が発生します)。詳細についてはお近くの公証役場にお問い合わせください。

Q パートナーシップ宣誓書受領証を提示することでどのようなサービスが受けられますか。

A 行政サービスでは、県営住宅や市営住宅への入居申込に利用できます(市営住宅は令和3年4月1日から)。また、医療機関によっては、親族として面会や手術の同意を認めているところもあります。

民間サービスでは、受領証を提示することで、一部携帯電話会社の家族割や生命保険の受取人になることが可能となるなど、婚姻関係や事実婚に準じた取り扱いが行われるケースがあります。詳細については各事業者にお問い合わせください。

今後、利用可能なサービスが広がるよう制度の周知に努め、理解及び協力をお願いしていきます。

Q パートナーシップ宣誓書受領証に有効期限はありますか。

A ありません。

Q 交付番号が公表されるのはどんなときですか。

A パートナーシップが解消したときや、宣誓の要件に該当しなくなったときには、宣誓書受領書等を返還しなければなりません。返還されずに宣誓書受領証等を誤って使用されるケースが想定されます。この場合、便益を提供しようとする第三者が、返還されていない宣誓書受領証等の交付番号を確認するために、公表するものです。

【参考】大和市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての人が自他の人権を尊重し、共に生き、支え合う社会を実現するため、法律上の婚姻が困難な2人の市民が互いの人生のパートナーであることを市長に対して誓い宣言するパートナーシップ宣誓制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した2人(次条に規定する宣誓の要件(以下「宣誓要件」という。)に該当する者に限る。)の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、その関係を誓い宣言することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができるのは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 宣誓をする時点において本市に住民登録がある者又は3月以内に市内への転入を予定している者(以下「転入予定者」という。)であること。
- (3) 配偶者のいない者であって、かつ、宣誓をする時点において当該相手方以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。
- (4) 当該相手方が近親者(直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)でないこと。
- (5) 当該相手方と養子縁組をしている場合にあつては、宣誓をする時点において離縁していること。

(宣誓書等の提出)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップの宣誓に関する確認書(以下「確認書」という。)に自ら記入することで宣誓をするものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、宣誓をする2人の立会いの下で他者に代筆させることができる。

2 前項の規定により記入した宣誓書等は、次に掲げる書類を添え、市長に提出するものとする。この場合においては、運転免許証、旅券、個人番号カードその他本人であることが確認できる書類を提示するものとする。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。)(転入予定者の場合にあっては、転出証明書の写しその他本市に転入予定であることが確認できる書類)

(2) 戸籍抄本その他配偶者のないことが確認できる書類(宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓をする日時は、原則として大和市の休日を定める条例(平成元年大和市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から午後4時までの間とし、事前に市と調整するものとする。この場合において、宣誓をしようとする者は、宣誓をする希望日の2週間前までに、市に当該希望日を伝えるものとする。

4 宣誓をする場所は、原則として市の庁舎又は公の施設のうち市が指定する場所とする。

5 第2項の規定により宣誓書を提出した者(以下「宣誓者」という。)が転入予定者であった場合において、その者が市内へ転入したときは、宣誓書等の提出をした日から3月以内に住民票の写し等その転入を証する書類を市長に提出するものとする。ただし、当該期間内に提出することが困難となった場合は、その旨を市長に申し出るものとする。

6 市長は、前項ただし書の規定による申出を正当と認めるときは、同項に規定する提出期限を延長することができる。

7 第5項本文に規定する場合において、その転入の予定がなくなったときは、当該宣誓者は、パートナーシップ宣誓取下書により市長に届け出なければならない。

(通称の併用)

第5条 宣誓をしようとする者は、外国籍、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書等の氏名の記載に際し通称を併記することができるものとする。

2 前項の規定により通称を用いる場合は、宣誓をする際に、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

(宣誓書受領証の交付)

第6条 市長は、宣誓者が宣誓要件(第3条第2号に掲げる要件については、本市に住民登録がある者に限る。第9条において同じ。)を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(以下「受領証等」と総称する。)に当該宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付する。

2 宣誓者が転入予定者であった場合は、第4条第5項に規定する書類の提出後に受領証等を交付する。

3 宣誓者が前条第1項の規定により宣誓書等に通称を用いた場合は、受領証等に当該通称を併記するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 前条第1項の規定により受領証の交付を受けた者(以下「受領証交付済者」という。)は、受領証等を紛失し、又は毀損し、若しくは汚損したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書により、市長に対し受領証等の再交付を申請することができる。この場合においては、既に交付された受領証等を提出するものとする(紛失の場合を除く。)

2 第4条第2項後段の規定は、前項の規定による申請をする場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請の内容を適当と認めるときは、受領証等を再交付する。

(宣誓事項の変更)

第8条 受領証交付済者は、宣誓書の記載事項に変更(通称の併用の変更を含む。)があったときは、パートナーシップ宣誓事項変更届に既に交付された受領証等を添えて、市長に届け出るものとする。この場合においては、変更の事実を確認できる書類等を提出し、又は提示するものとする。

2 第4条第2項後段の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出者に変更後の受領証等を交付する。

(宣誓制度の適用終了及び受領証等の返還)

第9条 受領証交付済者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱による宣誓制度の適用は終了するものとする。

- (1) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓に係るパートナーの一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓要件のいずれかに該当しなくなったとき。

2 受領証交付済者は、前項各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼宣誓書受領証等返還届により市長に届け出るとともに、受領証等を返還しなければならない。この場合において、紛失等により当該受領証等を返還できないときは、その旨を市長に申し出るものとする。

3 市長は、前項後段の規定による申出があったときその他返還されるべき受領証等が返還されないときは、当該受領証等の交付番号を公表することができる。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

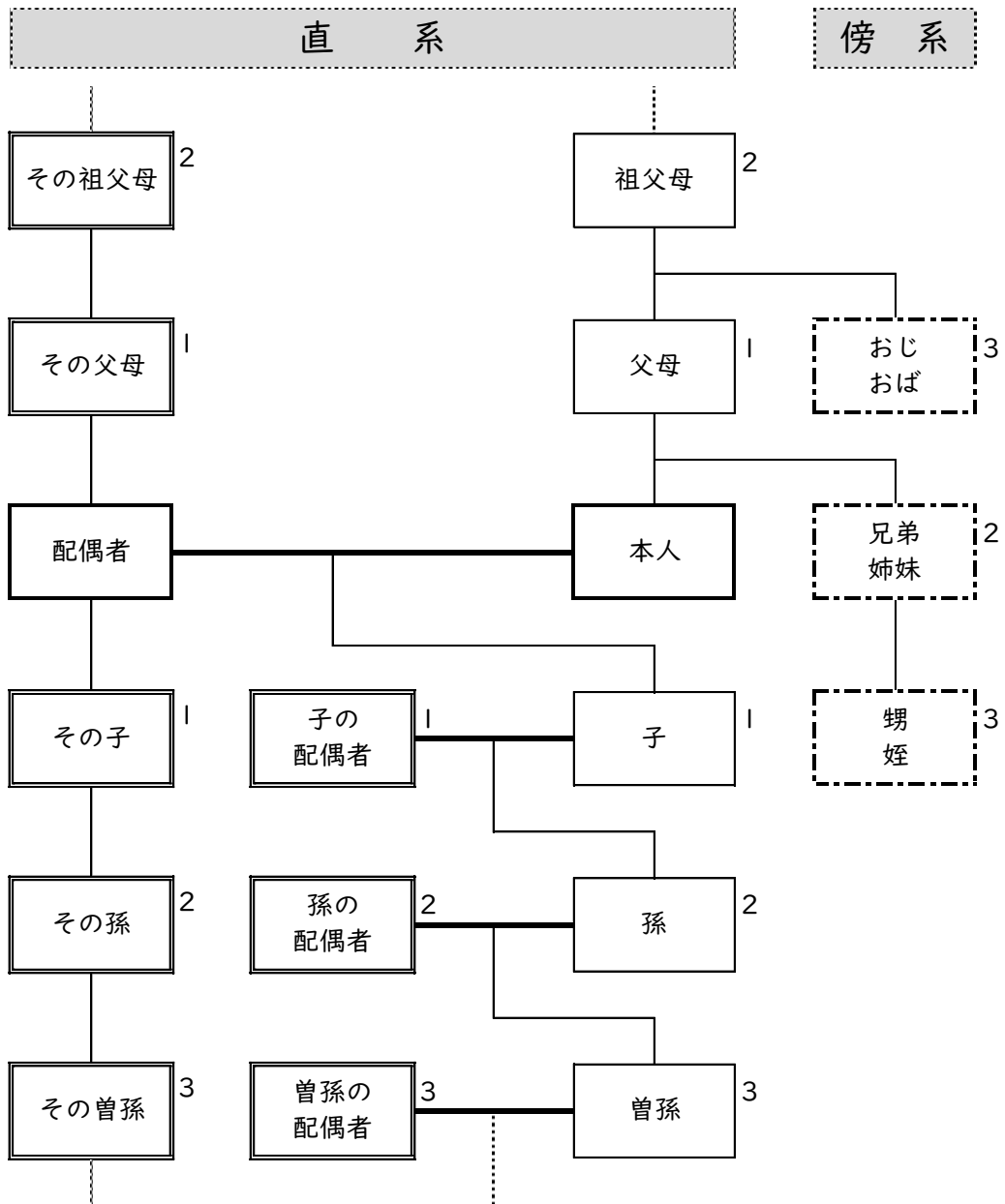
(準備行為)

2 第4条第3項の規定による宣誓をする日時の事前調整その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の前日に行うことができる。

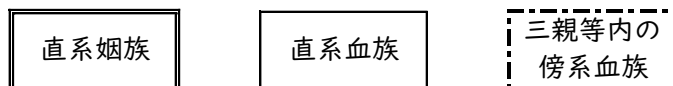
別表(第10条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	パートナーシップ宣誓書	第4条
第2号様式	パートナーシップの宣誓に関する確認書	第4条
第3号様式	パートナーシップ宣誓取下書	第4条
第4号様式	パートナーシップ宣誓書受領証	第6条
第5号様式	パートナーシップ宣誓書受領証カード	第6条
第6号様式	パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書	第7条
第7号様式	パートナーシップ宣誓事項変更届	第8条
第8号様式	パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼宣誓書受領証等返還届	第9条

【参考】 パートナーシップ宣誓ができない親族



※数字は、本人から見た親族間の親等を表しています。



大和市パートナーシップ宣誓制度に関する手引き

令和3（2021）年3月

大和市 文化スポーツ部 国際・男女共同参画課

242-8601

神奈川県大和市下鶴間1-1-1大和市役所2階

電話番号 046-260-5164

FAX番号 046-263-2080

Eメール bu_kokus@city.yamato.lg.jp